

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）（人事課）

一 改正の要旨

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年六月一日